

投資主総会と会社法三〇五条

(議案要領通知請求権)

東京地方裁判所令和二年二月二七日判決

LEX/DB・二五五八四六六八

(令和一年(ワ)第二四七四七号)

近藤 光男

(事実の概要)

Y社は、その資産を、主として投信法二条一項に定める特定資産のうち不動産等資産に対する投資として運用することを目的とする投資法人である。令和元年六月三〇日時点のY社の発行済み投資口総数は三三万三〇〇一口であり、執行役員にはP₁が、監督役員には弁護士であるQ他一名がそれぞれ就任していた。同社の規約では、投資主総会を平成三二年三月一日及び同日以降遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの三月一日及び同日以後遅滞なく招集すること、か

投資主総会と会社法三〇五条(議案要領通知請求権)

かる定めに従い直前の投資主総会の日から二五か月を経過する前に開催される投資主総会については、投信法九一条一項ただし書きにより、二か月前までに行うべき公告を行うことを要しない旨を定めている。また、投信法九三条に基づきみなし賛成制度を採用していた。

X社は、オーストラリア連邦シドニー市に本社を置く株式会社であり、Y社のスポンサーであるガリレオグループに属している。X社は、平成二八年九月七日から継続してY社の発行済投資口の一〇〇分の一以上の投資口である八七〇〇口を有する投資主である。

S社(S不動産投資顧問会社)は、投資運用業等を主たる目的とする株式会社であり、Y社の執行役員であったP₁が代表取締役を務めている。X社は、S社の普通株式とA種優先株式(法令に別段の定めのある場合を除き議決権を有しないことを内容に含むもの)のうち、普通株式一〇〇%を保有している。Y社は、S社との間で資産運用委託契約を締結していた。

L社は、金融商品取引法二条一項一―号に定める投資証券を含む有価証券の取得、保有、処分及び管理等を目的とする合同会社であり、平成三〇年一月二日から継続してY社の発行済投資口数の一〇〇分の三以上を有する投資主

である。本件当時である令和元年六月三〇日時点におけるL社の保有するY社の投資口は、一万一九七一口である。

S社は、平成三〇年六月期において、複数の大規模物件から成るポートフォリオの取得（公募増資）を検討していたが、交渉の結果、最終的に合意に至ることができなかった。しかし、S社は、当該案件により生じた専門家報酬等一億三六〇〇万円を自ら負担せず、代わりにY社がこれを負担した。

L社は、Y社の投資口数の一〇〇分の三以上を取得してから六か月が経過した直後の令和元年五月一〇日、Y社に対し、L社提案議案に係る事項を目的である事項とする投資主総会を招集することを請求し、同月一三日までに、招集する投資主総会の開催日等を回答するよう求めた。L社は、招集を求める理由として、Y社の執行役員P₃及び同人が代表取締役を兼務するS社による資産運用の結果、上記の専門家報酬等がY社の負担とされ、Y社の資産規模の減少や投資主に対する分配金額の低下が生じたため、S社は資産運用委託先として適当でなく、P₃も適切に監督を行っていないことなどを挙げた。L社は、Y社に対し、次の（ア）から（エ）までの各事項を目的とする臨時投資主総会を招集することを請求した。なお、P₂はL社の代表社員

である。

（ア）執行役員P₃解任の件

（イ）執行役員P₂選任の件

（ウ）S社との資産運用委託契約解約の件

（エ）B投資顧問との資産運用委託契約締結の件

Y社は、令和元年五月一四日、L社に対し、上記投資主総会招集請求に応じない意向を示した。そこでL社は、令和元年五月一六日、関東財務局長に対し、投信法九〇条三項により準用される会社法二九七条四項に基づき、Y社の投資主総会の招集の許可を申し立てた。関東財務局長は、同年六月二八日、右記（ア）から（エ）までの各事項を投資主総会の目的である事項とし、同年九月三〇日までの日を投資主総会の日とするY社の投資主総会を招集することを許可する旨の決定をした。

L社は、令和元年六月二九日、上記の許可決定に基づき投資主総会を同年八月三〇日に開催する旨を公告した。

X社は、投資主総会の開催予定日の八週間以上前である令和元年七月四日頃、Y社及びL社に対し、投資主総会の目的事項である前記（イ）及び（エ）に関し、X社が提出しようとする次の議案の要領を招集通知に記載するよう請求した。

①執行役員一名選任の件に関し、P₅を執行役員に選任すること

②資産運用委託契約締結の件に関し、C株式会社との間で資産運用委託契約を締結すること

Y社（執行役員P₅）は、令和元年八月一日頃、L社に対し、投資主総会の招集通知にX社提案議案の要領を記載するように請求した。

L社は、令和元年八月一日、Y社の投資主に対し、投資主総会の招集通知及び投資主総会参考書類を発送した。本件招集通知等には、右記（ア）から（エ）までの第一号議案から第四号議案までが決議事項として記載されていたが、X社やY社の求めるX社提案議案の要領は記載されなかった。

八月三〇日午前一〇時、投資主総会が開催され、冒頭でY社監督役員であるQが議長に選任された。X社から、第二号議案（執行役員P₅選任の件）に対してP₅を執行役員に選任するとの修正議案が提出され、また、第四号議案（B投資顧問との資産運用委託契約締結の件）に対してC株式会社との間で資産運用委託契約を締結するとの修正議案が提出された上で、決議が行われた。その結果、第二号議案から第四号議案までがいずれも過半数の賛成により可決さ

れ、X社の上記両修正議案は、いずれも過半数の賛成を得ることができず、否決された。なお、第一号議案は、P₃が投資主総会の開会に先立ちY社の執行役員を辞任したことからの、審議されなかった。

X社は、L社によって招集され令和元年八月三〇日に開催されたY社の臨時投資主総会について、招集手続又は決議の方法が法令に違反し、又は著しく不正であったなどと主張して、投資信託及び投資法人に関する法律（以下投信法と略す）九四条二項が準用する会社法八三一条一項一号に基づき、同総会でされた各決議の取消しを求めた。X社は、少数投資主が招集する投資主総会において、招集投資主は、他の少数投資主又は執行役員から議案要領通知請求がされた場合には、議案要領通知義務を負うところ、議案要領通知請求が行われたにもかかわらず、L社がこれに応じなかったことは、招集手続が法令に違反し、又は著しく不正なときに当たると主張した。また、投信法にはみなし賛成制度（同法九三条）や二か月前公告制度（同法九一条一項）があり、投資主の意思を決議に正確に反映させる必要性があるから、投信法独自の解釈として、投資主招集総会において、招集投資主は、議案要領通知義務を負うと主張した。（委任状の取り扱い及び、同日開催のS総会

については省略。

(判旨) 請求棄却

1 「会社法三〇五条一項が定める議案要領通知請求権は、株主総会に先立って他の株主に対して株主提案の議案の要領を通知し、又は招集通知に記載させて知らせることに由り、株主総会における意思決定につき株主にイニシアティブを与え、取締役や他の株主に対して、株主の意見や希望を開示し、訴えかける機会を与えるものである。そして、同請求権は、会議体の一員に本来当然認められる議案提案権(同法三〇四条)とは異なり、同法三〇五条一項の規定により政策的に認められる株主権であると解され、立法過程においても、通常の株主総会を念頭において議論がされたものであった。

そして、同項は、文言上明確に、議案要領通知請求の名称宛人を「取締役」に限定しているところ、株主が裁判所の許可を得て株主総会を招集することができるとする同法二九七条四項の場合については、同法二九八条一項柱書の括弧書きにおいて、「取締役」を招集株主と読み替える規定を同項、二項及び同法二九九条から三〇三条までと明確に規定しており、議案要領通知請求権を定める同法三〇五条一

項については、読替えの対象から除外している。その上、令和元年改正会社法においても、その三二五条の四第四項は、少数株主による会社に対する議案要領通知請求権に関し、会社に電子提供措置(同条の二)を求めることができると規定しているものの、株主招集総会の場合に招集株主に電子提供措置を求めることは困難であるから、同改正規定においても、株主招集総会において他の株主による招集株主に対する議案要領通知請求権が認められることは前提にされていないといわざるを得ない。このような条文構造等を踏まえれば、会社法は、株主招集総会について、同法三〇五条一項に規定する他の株主による招集株主に対する議案要領通知請求権を認めないこととしていと解するのが相当である。」

「少数株主による株主総会の招集は、同株主が会社に対して株主総会の目的である事項及び招集の理由を示して株主総会の招集を請求したにもかかわらず(会社法二九七条一項)、会社が同総会を招集しない場合に認められるものであり(同条四項各号)、いわば自己の権利を実現するために株主総会を招集するものであって、通常の取締役が招集する株主総会の場合とはその開催趣旨が異なるものである。そうすると、招集株主が会社の機関的地位に立つとは

いっても、明文の規定もなく、株主招集総会の招集及び開催のために必要な範囲を越えて、招集株主が通常の株主総会における取締役と同一の義務を負うと解することもできない。

また、株主招集総会において、他の株主による招集株主に対する議案要領通知請求を認め、招集株主に通知義務を負わせることは、招集株主に通知に係る費用を少なくとも一次的に負担させることになる。そして、招集株主は、その負担した費用について、後に会社に対して、会社にとって有益であるとされる範囲でのみ求償し得るに止まる可能性がある。しかも、通知義務を負わせれば、招集株主にその通知に瑕疵があった場合の危険（株主総会決議取消しなど）を負わせることにもなる。本件において、このような負担又は危険を招集株主が甘受すべきであるとの理解が一般であることを認めるに足りる証拠もない。明文の規定がないままに、こうした負担等を招集株主に負わせることは、前記のとおり、会社に総会招集を拒絶された株主の救済として認められた制度の利用を躊躇させることに繋がりがかねない。この点の判断は、実際に議案要領通知請求を認めた場合に招集株主に追加で掛かる負担が、株主総会参考書類に他の少数株主が提案した議案と提案理由を記載すると

投資主総会と会社法三〇五条（議案要領通知請求権）

もに、議決権行使書面に各議案についての賛否欄を記載し、あるいは賛否欄に記載がない場合の取扱いの内容等に記載すること、また集計の手段が増大する程度のものであることを考慮しても、変わるものではない。」

「株主総会の活性化や議案提案権の実効性確保の観点の重要性に鑑みても、株主招集総会において、他の少数株主による招集株主に対する議案要領通知請求を認めることには躊躇を覚えざるを得ない。」

2 「会社法は、株主招集総会について、少数株主が取締役に対して議案要領通知請求が可能であるとの規定を明示に設けていない。加えて、取締役に議案要領通知請求がされた場合に、名宛人でもない招集株主が議案要領通知義務を負う根拠となる規定や、取締役に對してされた請求に基づいて招集株主が通知を実施する手続規定も設けられていない。結局、会社法は、そのような招集株主の義務を予定していないものと解される。

したがって、会社法上、少数株主が株主招集総会において取締役に對して議案要領通知請求を行うことにより、招集株主が議案要領通知義務を負うと解することはできず、当該解釈を前提として、同法を準用する投信法において、投資主招集総会について、招集投資主が議案要領通知義務

五

を負うと解することはできない。」

3 「株主招集総会について、取締役が招集株主に対して議案要領通知請求権を有すると解することはできず、当該解案を前提として、同法三〇五条一項を準用する投信法九四条一項により、投資主招集総会について、投資法人の執行役員から請求を受けた招集投資主が議案要領通知義務を負うと解することもできない。」

「よって、Y社（執行役員P₀）のL社に対する議案要領通知請求を踏まえても、L社がこれを招集通知に記載しなかったことが、招集手続の法令違反に当たるとはいえないし、招集手続が著しく不公正なときに当たるということもできない。」

4 「X社は、みなし賛成制度（投信法九三条）や二か月前公告制度（同法九一条一項）等の存在を指摘し、投資主総会における議事活性化の必要性を招集投資主に対する議案要領通知請求権を認める理由として主張する。」

「みなし賛成制度については、投信法上、投資主が、一般に、資産運用の結果得られるリターンという経済的利益のみに着目した受動的な投資主であることを想定して採用された制度であり、投信法上、書面投票制度（同法九〇条の二第二項）が強制されている以上、事前に投資主に議案

の内容を知らせ、受動的な投資主の意思を決議に正確に反映させることが重要であるとはいえる。

しかし、会社法や投信法に明文の規定がなく、前記のとおり、会社法上、招集株主に対する議案要領通知請求権が認められないにもかかわらず、このような投信法上の投資主意思反映の重要性の点のみから直ちに上記各請求権を認めるべきであると即断することもできない。そして、みなし賛成制度は、複数の議案が提出され、これらのうち相反する趣旨の議案があるときは適用されないものである（投信法九三条一項括弧書）。そうすると、たとえ、招集投資主に対する議案要領通知請求権が認められないとしても、対抗議案を提出したい少数投資主は、みなし賛成制度の採用を排し、受動的な投資主からも積極的な意見を得るために、自ら対抗議案を公表し、他の投資主に対して通知した上で、投資主招集総会に出席して議案を提出すればよい。

実際、本件においてY社もそのように行動している。このように、他の少数投資主には、受動的な投資主に自らの議案を知らせ、議事活性化を図る手段も存在する以上、受動的な投資主の能動化の必要性やみなし賛成制度の存在を強調して、明文もないのに招集投資主に対する議案要領通知請求権を認めることもできない。」

「二か月前公告制度の点についても、平成二五年法律第四五号による改正後の投信法九一条一項ただし書により、一定の日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集する旨を規約で定めた場合には、当該規約の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から二五月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しないとされている。このように、投資主の権利行使（株主提案権。投信法九四条一項による会社法三〇三条二項の準用。）の機会を確保するための公告制度についても一定の制限が認められているのであり、上記公告制度の趣旨を考慮しても、やはり明文もないのに招集投資主に対する議案要領通知請求権を認めることもできない。」

（評釈）

一 問題の所在

本件は投資法人の投資主総会について、投資主によって招集された場合に、他の投資主は議案要領通知請求権を有するかが争点となった事案である。会社法三〇五条は、株主が取締役に対して議案要領通知請求権を行使できるとしており、投資信託及び投資法人に関する法律（以下投信法と略す）九四条は、会社法三〇五条を準用していることか

投資主総会と会社法三〇五条（議案要領通知請求権）

ら、投資主総会においても投資主は執行役員に議案要領通知請求権を有することになる。しかし、これらの規定は、株主あるいは投資主が招集する総会についてはとくに言及していないことから、本件での争点となった。判旨は、まづ株式会社において少数株主が招集した株主総会では、他の株主は議案要領通知請求権を有するかという形で、会社法の解釈論を展開している。その上で投資主総会の特質から、会社法の解釈を修正すべきかを論じている。

二 株式会社における少数株主による株主総会招集

株主は株主総会を通じて会社の意思決定に参加することができるが、通常は株主総会は、取締役のイニシアチブによって開催される。すなわち、株主総会の招集については取締役会設置会社であれば、取締役会が決定する（会社法二九八条一項。以下条文はとくに断らない限り会社法を示す）。このような取締役会で決定した議題や議案については、株主は賛否を表明することができるが、それに留まらず、株主総会で自己の意図する議題や議案について審議し、決議することを望む場合には、株主提案権を行使して事前に議題を提案したり（三〇三条）、総会において議案を提案したり（三〇四条）、さらには議案要領通知請求権を行

使用することが可能である（三〇五条）。このような株主提案権制度が導入されたのは、昭和五六年商法改正においてであるが、それよりはるか前の明治時代から、わが国会社法（商法）では、少数株主が自ら株主総会を開催する方法を用意してきた（二九七条）。

本件では、少数株主によって総会を開催される場合、この株主総会において、他の株主または取締役は議案要領通知請求権を有するかどうか争点となった。この争点は具体的に、①他の株主が招集株主に対して議案要領通知請求をした場合に、招集株主は通知義務を負うか、②他の株主が取締役を相手に議案要領通知請求をした場合に、招集株主は通知義務を負うか、③取締役が招集株主に対して議案要領通知請求をした場合に、招集株主は通知義務を負うか、に分けられる。

まず①については、そもそも招集株主はいかなる立場に立ち、どのような義務を負うのかを検討しておく必要がある。株主は、本来の招集権者である取締役に代わって招集すると解することができる。そこで、招集株主が取締役と同一の立場に立つのであれば、招集株主は三〇五条に基づく通知義務を負うと解することも可能であろう。この点会社法二九八条一項かっこ書では、二九八条二項から三〇二

条までについて、招集株主を取締役と読替える旨の明文がある。しかしながら、三〇五条を含めて、それ以外の規定については定めを置いていない。このような読み替え規定は平成一七年の会社法制定以前には置かれていなかったことから、立法当時に同条かっこ書きにはすべてを網羅的に規定する意図があったのかが議論となる。

もっとも、明文が無くても例えば三一四条の説明義務は招集株主に課されるであろう。三八五条について、さいたま地決令和二年一〇月二九日金融・商事判例一六〇七号四五頁は、招集株主は善管注意義務を負い、監査役は招集株主に対して差止請求権を有すると述べている。裁判所は招集株主を会社の機関とみているのであり、^①会社の機関的立場とする理解を支持する見解もある。^②しかし、この裁判例では、招集株主による一般株主へのクオカード贈与については、利益供与の規定（一二〇条一項）を類推適用又は準用することは困難であるとしている。一般に三八四条については招集株主は取締役と同視されないのかはっきりしない。しかし、三八四条と三八五条は三八一条一項の具体化であり、監査役による取締役の職務執行についての監査の一環と捉えると、そのまま招集株主に当然に適用して良いものかどうか疑念が生じる。

取締役は会社の機関であり、受任者の職務として株主総会を招集する一方で、株主は少数株主権のひとつとして、自己の利益実現のために総会を招集する権利を行使しているとの見方もできる。すなわち招集株主を、会社の機関というよりも、むしろ権利行使者として捉えることが可能である。本件判旨も「自己の権利を実現するために株主総会を招集するものであって、」と述べている。その場合には、他の株主からの請求に応じる義務は生じないと解する余地がある。また一方で、それまで何も行動をとらなかった他の株主に、いわば便乗する権利を認める必要があるのか疑問になる。

これに対して、一部でも取締役の規定が招集株主に準用されることは、招集株主も機関の性格も併せ持つとも考えられる。もしも招集株主が取締役と同様に会社の機関として行動するのであれば、取締役と同様の義務を負い、他の株主から議案要領通知請求があれば、それに応じる必要があるとも考えられる。

この点に関連して検討しておくべきことは、招集株主が総会招集に要した費用は、そもそも自己が負担するのか、会社が負担するのかわである。純粋な会社の機関の行為であるならば、招集にかかる費用は会社負担とすべきであるよ

投資主総会と会社法三〇五条（議案要領通知請求権）

うにも思われるが、少数株主権としての自己利益の実現を重視するのであれば、原則として株主が負担することも考えられる。そして、費用を会社が一切負担しないと解するならば、追加的な費用を負担してまで招集株主に議案要領通知請求権に応じる義務を負わせることは合理的でないとも考えられる。取締役が招集する通常の株主総会であれば、三〇五条の議案要領通知請求権が行使された場合、その費用は会社負担となる。少数株主が招集する株主総会の場合、他の株主が議案要領通知請求権を行使したときに、仮にその請求権を認めるときには、その費用も招集株主が負担すべきことになるのであろうか。

少数株主による株主総会招集についての費用負担に関しては古くから争いがある。この点について、かつては明文規定があった。すなわち昭和一三年の商法改正では、二三七条三項によって「前二項ノ規定ニ依リテ招集シタル総会ニ於テハ招集費用ハ請求ヲ為シタル株主ノ負担トスル旨ヲ定メルコトヲ得」と規定し、総会決議により、費用を総会を招集した株主に負担させる余地を認めていた。この規定は少数株主がとくにその必要もないのに招集するといった招集権を濫用する弊害を防止することが意図されたものであった³⁾。その後、昭和二五年改正ではこれが削除され、現

九

行法に至っている。このことから、現行法上は費用を会社が負担するものとも考えられる。

昭和二五年改正法により、この規定が削除されたことについては、以下のように説明されている。すなわち、そもそも、少数株主が株主総会を招集するためには、裁判所の許可を得なければ招集できないのであり、少数株主による権利の濫用のおそれは実際上ほとんどない。この場合、さらに総会の決議によって、要した費用の少数株主による負担が定められ得ることになると、かえって正しい少数派が多数派によって不当な目にあわないとも限らないこととなる。このため、費用負担を総会決議により決められるという規定は、少数株主による招集権の発動を阻害するものと認めて削除した。⁴ その後も多数説は総会招集開催に必要な費用は会社が負担するとの立場を採っていた。⁵

これに対して、近時の有力説は株主負担を原則とする。⁶ この立場では、会社に有益であることが立証されない限り株主負担となる。たとえば、多数派が反対しており可決の見込みのない場合にはほとんど株主負担となりそうである。また、最終的に取締役解任の訴え（八五四条）が認容されない限り、その前提となる取締役解任総会決議の否決を意識して総会を開催する場合にも、株主が費用を負担させら

れることになりそうである。しかし、この場合の総会費用についてもおよそ会社負担は考えられないのであろうか。

たしかに濫用的な総会招集の費用は株主に負担させるべきであるの一応言えるが、濫用とも断定できない場合が問題となる。⁷ たしかに総会招集には裁判所の許可を経ている。しかしどこまで裁判所は、株主による濫用的行使を審査できるのか、あるいは裁判所はどこまで吟味して許可を与えているのかと言うことが問題となる。

原則として会社が費用を負担し、例外的に濫用事例で株主負担とすべきか。原則株主負担で、有益な場合のみ会社に求償できると考えるべきか。いずれにしても、どちらかがいつでも当然必ず負担すべきというわけではない。ただ、結果が不明確なことは、少数株主が権利行使を躊躇しないか危惧されよう。⁸

たしかに、多数派株主が決議に同意しない限り、招集株主がいつでも総会招集の負担をすべきであるとの結論が公正なのであろうか疑問になる。この場合の株主は会社の機関として行動している。少数株主が裁判所の許可を得て総会を招集する場合には、その招集に関する限り、会社の機関的地位に立つのであって、その招集に必要な費用は会社に負担させることが合理的であるとする立場も考えられな

くはない。しかし、株主が会社の機関として提訴する株主代表訴訟では、勝訴したときのみ、株主は必要な費用と相当な範囲内の弁護士報酬を請求できる（八五二条）に過ぎない。これとのバランスからすれば、決議が否決された場合には少数株主が負担すべきである（否決されても解任の訴えが認容される場合は当然会社負担となるが）と考えられる。そうであるならば、総会招集は、原則として少数株主が費用を負担した上で、自己の権利を行使する行為なのであり、そこに他の株主に三〇五条の権利を認め、少数株主にさらに負担を負わせるのは適切ではない。もちろん他の株主にも費用の負担を求めることも考えられるが、より複雑な制度になるだけであろう。

②については、少数株主による総会招集の場合には、明文が無い以上認めるわけにはいかない。三〇五条は取締役が開催する場合を念頭に置いているからであり、これに関する手続規定も置かれていない。また、たとえこのような義務を否定したとしても、X社としては、委任状勧誘などの方法によって、自己の議案を他の株主に知らせることは可能である。⁹⁾

③については、取締役が議案の要領を記載することを要求できるとすることに合理性があるとの見解もある。¹⁰⁾しかし

投資主総会と会社法三〇五条（議案要領通知請求権）

し、二九七条の下では裁判所の許可した範囲で総会招集が行われるのに過ぎないようにも思われる。株主提案の場合を除き、招集通知の議題や議案を決定するのは、招集権者であることが原則である。また、会社側は一度株主から招集請求を受け拒絶しているのである。判旨が「取締役が株主からの招集請求に会社側の都合で応じなかったがゆえに、当該株主（招集株主）の負担において招集し、開催するものであるから、招集株主の負担において会社側の議案要領を他の株主に通知させる義務を課すことは、直ちに相当なものであるということもできない。」とする点は支持できる。少数株主による株主総会招集は、取締役側が開催を遅延・懈怠していることを是正する制度である。取締役がここで提案できるのであれば、株主の請求があるまでは会社側は総会を開催しないという態度を一般にとることが危惧される。

三 投資主総会における投資主の権利

投資主総会の決議事項は、株式会社のうち取締役会設置会社の株主総会の決議事項と同様であり、投信法の定める事項と規約の定めた事項に限られる（投信法八九条）。本件総会で議題となっている執行役員や監督役員の選任・解

任（同九六条）と資産運用の委託契約の承認（同一九八条二項）は、法定の決議事項である。このような事項を議題として投資主が招集した投資主総会において、他の投資主による議案要領通知請求権は認められるのであろうか。

大規模な株式会社においては、総会決議に参加する一般少数株主は多くはない。一方、投資主総会では、経済的利益にのみ関心を持つ多数の投資者から構成されており、投資主の投資主総会への積極的な参加は、株式会社の株主よりもさらに期待できないことから、投信法では、みなし賛成制度が用意されている。⁽¹¹⁾この制度の下では、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案について賛成するものとみなす旨を規約で定めることができることされ（同九三条一項）、Y社の規約においてもその旨が定められていた。このことを考慮すると、株主の参加を促すように議案要領通知請求権を認める解釈を採用する余地もないではない。しかし、そもそも本件では、Xは投資主総会で修正案を提出できたのであり、相反する複数議案があることとなり、みなし賛成の適用される事案ではなかった（同項「かっこ書き」）。また、一般に投資法人でみなし賛成制度が用意されていることは、株式会社と投資法人との差異とも

言えるが、そこから明文で規定されていない議案要領通知請求権を投資主招集の投資主総会に認めるべきであるというの論理の飛躍がある。

もちろん投資法人の特質から考えれば、株式会社と同一の解釈を必ずしも採らなければならないわけではない。しかし、投資法人制度における投資主の性格、投資主総会の特質を考慮しても、会社法三〇五条の義務を招集投資主に負わせるべき結論にはならないと思われる。たしかに、多くの投資主の無関心の中で、一部の投資主によって濫用的に決議が成立してしまうという恐れがないとは言えない。

しかし、投資主総会における投資主に、この点について株主総会における株主以上の権利を与えることが、投資法人制度を向上させるために必要であるとは思われない。投資主は、法人の経営・支配への直接的関与についての積極性⁽¹²⁾という点で株主とは自ずから異なるからである。

本件ではX社が総会で修正議案を提出し、その結果否決されていることや、S社による不適切な行為の指摘もあって、L社の提出した議案が可決されたと考えられることも可能である。その意味では、いずれにしても本件ではX社による議案要領通知請求権が否定された結果、著しく不公正な投資主総会決議が成立したとは言えなかった事案と思われる

る。

- (1) 弥永真生・判批・ジュリスト一五五三号三頁(二〇二一年)。
- (2) 満井美江・判批・TKC新判例WATICH商法一四九号三頁(二〇二一年)。
- (3) 寺澤音一・改正商法審議要綱(法文社・一九四一年)二六二頁。
- (4) 鈴木竹雄・石井照久・改正株式會社法解説(日本評論社、一九五〇年)一一九頁。
- (5) 神崎克郎・商法Ⅱ(會社法)(青林書院新社・一九八四年)二二七頁、新版注釈會社法(第五卷)(有斐閣・一九八六年)一一七頁(河本一郎)、大隅建一郎・今井宏・會社法論上巻第三版(有斐閣・一九九二年)二三三頁、竹内昭夫(弥永真生補訂)・株式會社法講義(有斐閣・二〇〇一年)三八五頁、龍田節・前田雅弘・會社法大要(第二版)(有斐閣・二〇一七年)一九二頁。
- (6) たとえば、江頭・株式會社法(第八版)(有斐閣・二〇二一年)三二五頁は、總會の招集開催に要した費用は株主が負担する。決議が成立した場合や、八五四条で解任請求が認容された場合には、会社に有益な費用の合理的額の求償ができる(民七〇二)とする。
- (7) 大隅・今井・前掲(注5)二一頁〜二二頁は、権利濫用と認められるためには、申請人の主観的目的や動機が不当であることのみでは足りなく、さらにその申請にかかる總會の招集ないし會議の目的たる事項が会社ないし株主全体の利益に適合しないことが客観的に明瞭な場合でなければならないとする。
- (8) 黒沼悦郎・會社法第二版(商事法務・二〇二〇年)七一頁は、費用償還の予測がつかない少数株主は監督是政権の行使をためら

投資主總會と會社法三〇五条(議案要領通知請求權)

うので、裁判所が費用負担も決定すべしとする。

- (9) 弥永真生・判批・ジュリスト一五五四号三頁(二〇二一年)
- (10) 同上
- (11) 近藤光男・吉原和志・黒沼悦郎・金融商品取引法入門第四版(商事法務・二〇一五年)五一二頁。
- (12) いわゆる会社型投資信託において、株式会社の機関構成がどこまで適切なのかという問題がある。投信法は投資法人の機関について、株式会社の株式会社の機関に関する規定を多く準用する。アメリカ法においても、投資会社であるニューチュアルファンドに株式会社のガバナンスがどこまで当てはまるのかという議論がなされてきた。たとえば、ERIC D. ROTTER, *Disentangling Mutual Fund Governance From Corporate Governance*, 6 Harv. Bus. L. Rev. 1 (2016) 参照。